

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1 環境問題の国・県の動向

今日の環境問題は、戦後の経済復興期からの高度経済成長に伴う「大量生産、大量消費、大量廃棄」の社会経済システムが大きな要因となり、身近な地域の環境問題にとどまらず、温室効果ガスによる地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模に環境問題が拡大し、深刻な状態を引き起こしています。

このような環境問題の解決に向けて、国においては、国民・事業者・地方公共団体の責務を明らかにし、経済社会システムのあり方や生活様式の見直しを図るため、平成5年11月に「環境基本法」を制定するとともに、平成6年12月には環境行政の指針となる「環境基本計画」を策定しました。

環境基本計画は、さらに、「第2次」（平成12年12月）、「第3次」（平成18年4月）、「第4次」（平成24年4月）が策定されました。

平成23年3月に発災した東日本大震災においては、多くの犠牲者が出るとともに住宅やインフラの破壊による経済活動の停滞を引き起こし、震災による津波により発生した膨大な量の災害廃棄物にかかる処理も課題となりました。

また、震災時に発生した原子力発電所事故においては、原子力発電の安全安心と電力安定供給などの課題が生じていますが、その事故により多量に放出された放射性物質への対策は深刻な環境問題になっており、現在においても、住環境とともに一次産業における生産物への影響が続いています。

さらに、この大震災の被害や影響を契機に、多くの国民が、自然の持つ圧倒的な力と人間の力の脆弱性を改めて認識するとともに、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会の在り方を見直すなど大きな価値観や意識の変化が生じています。

第4次計画においては、持続可能な社会を構築する上で、「安全」の確保を前提に「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成するとしています。

一方、県においては、平成10年度に「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」を策定し、平成11年9月に最初の岩手県環境基本計画、平成22年12月には第2次となる現計画を定めており、その中間年となる平成27年度には、環境情勢の変化等を踏まえて改訂を行っています。

2 計画策定の趣旨

住田町においては、ふるさと住田の恵み豊かな環境の保全及び創造に向け、平成14年3月、現在及び将来の町民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とし、「環境基本条例」を制定しました。平成15年3月には、条例第9条の定めるところにより「第1次住田町環境基本計画」を、平成19年3月には「第2次住田町環境基本計画」を策定しました。

また、平成24年3月、第2次計画の課題と成果を検証し、平成23年3月に発災した東日本大震災に起因する飛散した放射性物質による環境問題や食糧の安全性、原子力エネルギーに代わる再生可能エネルギー、津波により発生した大量のがれき処理等新たな環境問題に対応し施策を展開することを盛り込んだ「第3次住田町環境基本計画」を策定しました。さらに、地球温暖化など地球規模の環境問題が深刻さを増し、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会を統合した持続可能な社会の構築が継続的な課題となっています。

これらのことから、町民、事業者、町、一時滞在者などのあらゆる行動主体が自ら課題に取り組み、連携して環境への負担の少ない持続可能な社会の構築を推進していく必要があります。さらに、町民一人ひとりが環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に自ら協力していく姿勢が重要となっています。

そのような状況において、第3次計画が目標年次を迎えることから、第3次計画における成果と課題、環境問題の現状を踏まえ、環境基本条例第3条の基本理念を達成するため、ここに、「第4次住田町環境基本計画」（以下、「第4次計画」という。）を策定するものです。

また、第4次計画は、環境基本条例第9条に基づき策定するものであり、同時に「住田町人口ビジョン・住田町総合戦略・住田町総合計画」を環境面から実現するものです。

【環境基本条例 第3条 基本理念】

- 1) 環境の保全及び創造は、町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に承継していくことを目的として行われなければならない。
- 2) 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3) 環境の保全及び創造は、すべての者の積極的な参加及び連携により行われなければならない。
- 4) 地球環境保全は、あらゆる活動において自主的かつ積極的に行われなければならない。

【環境基本条例 第9条 環境基本計画】

- 1) 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、住田町環境基本計画を定めなければならない。
- 2) 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第2節 計画策定の役割と位置づけ

第4次計画は、環境基本条例第3条の基本理念にのっとり、同条例第9条に基づき策定するものであり、環境の保全及び創造に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。

また、本計画は、その望ましい環境像の実現に向け、町民、事業者、町の責務と一時滞在者の協力を一体とした環境保全に関する行動、事業を展開するうえでの基本的な指針となるものです。

計画の位置づけは、平成28年3月に策定した「住田町人口ビジョン・住田町総合戦略・住田町総合計画」を上位計画とし、それに掲げる基本構想を環境の側面から実現するための環境に関する最上位計画であり、環境基本条例の基本理念に基づきます。

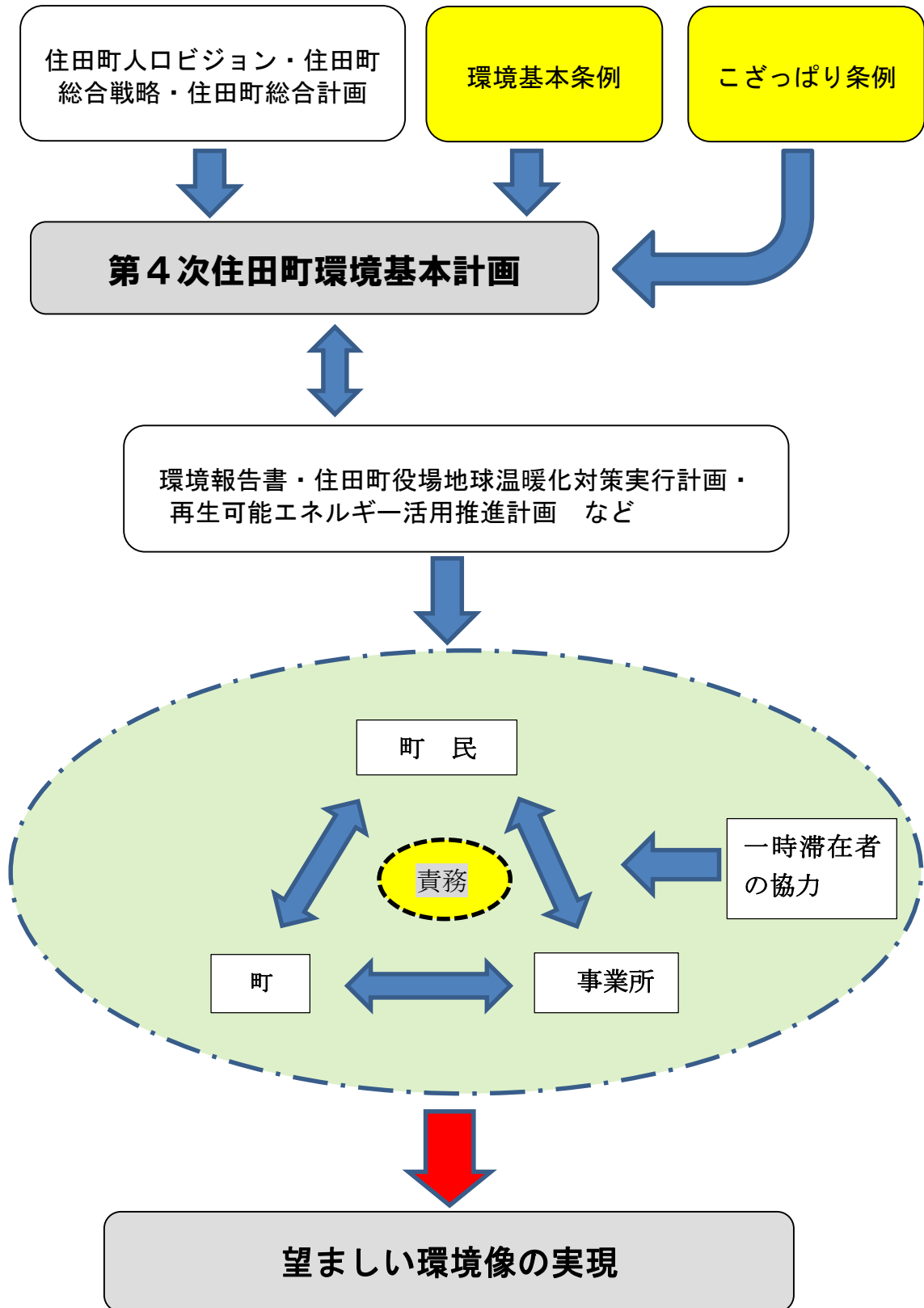
また、新たに制定した「こざっぱり条例」は、多岐にわたる環境分野のうち、特に里山の景観保全に重点を置く理念により定めるものであり、その具現化については、本計画に反映して実現を図ろうとするものです。

さらに計画においては、「再生可能エネルギー活用推進計画」等町の各種計画との整合性を図るものとします。

【こざっぱり条例】

本町における里山の景観保全についての基本理念を定め、町並びに町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに必要な事項を定めて、美しい里山の景観を未来に継承するとともに、こざっぱりとしたまちづくりの実現に資することを目的に制定したものです。

～ 計画の位置づけ ～



第3節 対象とする環境の範囲

第4次計画の対象地域は、住田町全域とします。

対象とする範囲は、環境基本条例第8条の基本方針により、次のとおりとします。

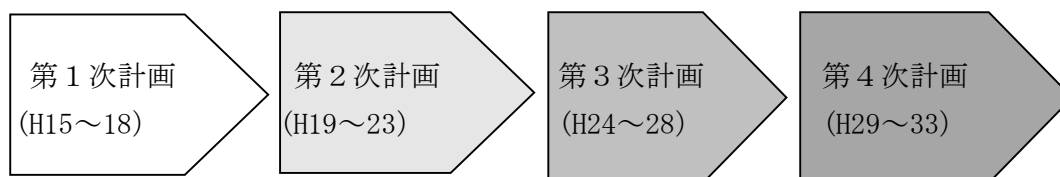
| 取り組み区分 | 環境項目 |
|-------------|--|
| 自然環境を守る取り組み | 森林、農地、水辺、野生動植物 など |
| 生活環境を守る取り組み | 公害、汚水、景観、歴史的文化的資産、居住空間 など |
| 資源循環を守る取り組み | 廃棄物、不法投棄、3R運動*（P.51参照、Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用） など |
| 地球環境を守る取り組み | 地球温暖化、省エネルギー、省資源 など |
| 特色ある取り組み | 木質バイオマス、再生可能エネルギー、環境学習 など |

【環境基本条例 第8条 施策の基本方針】

- 1) 町は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に行わなければならない。
 - (1) 町民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を保全するよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
 - (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、河川等の水辺地、農地、里山等の自然を適正に保全し、人と自然とのふれあいを図ること。
 - (3) 潤いと安らぎをもたらす環境を保全すること。
 - (4) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等の推進を図ること。

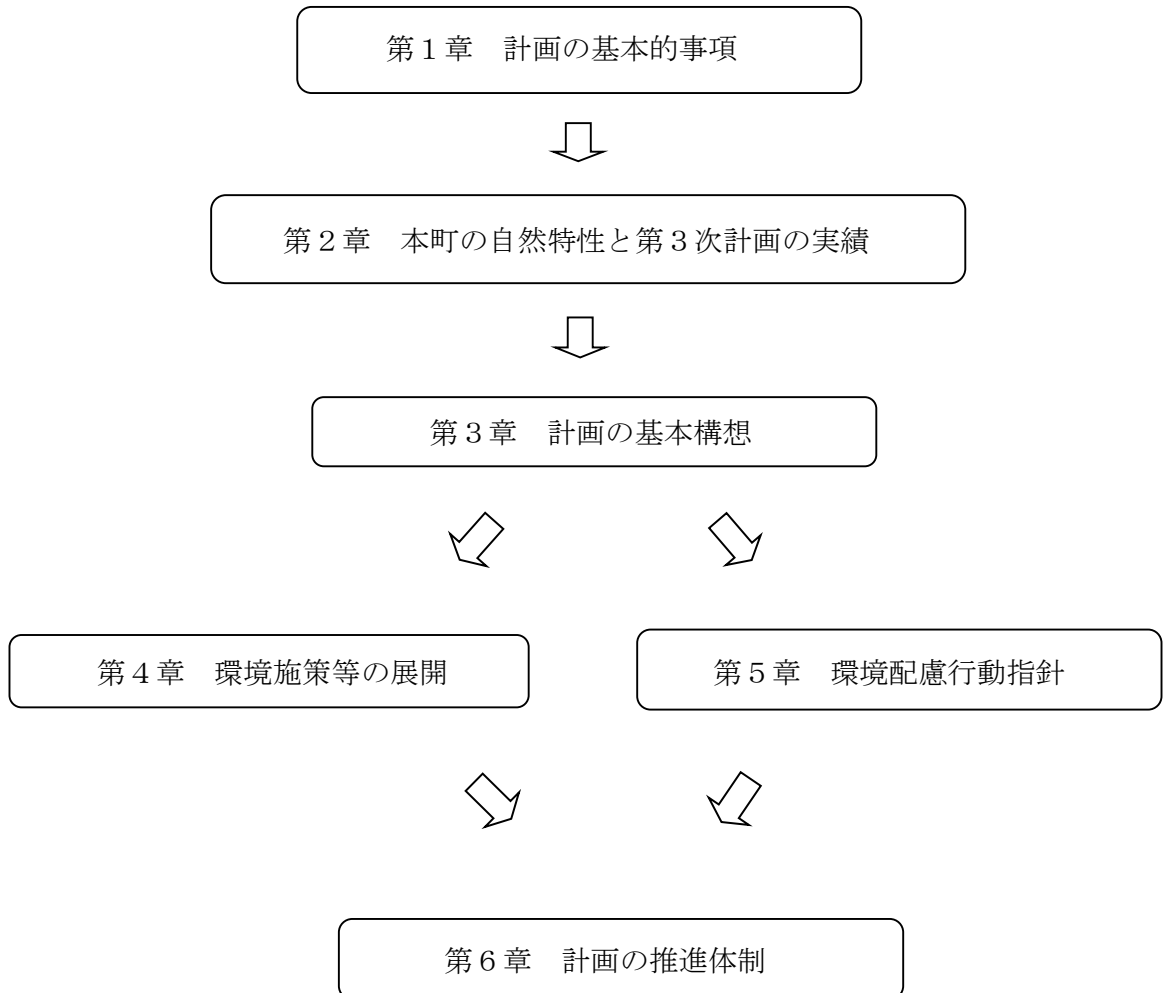
第4節 計画の期間

第4次計画の期間は、平成29年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする5カ年計画とします。



第5節 計画の構成

この計画の構成は、次のような構成とします。



第6節 町民・事業者・町・一時滞在者の役割と協力

計画の推進にあたっては、環境基本条例第4条から第7条に基づき、町民、事業者、町及び一時滞在者が、それぞれの環境への関わりと責務を自覚し、また協力しあい環境の保全及び創造に取り組みます。

【環境基本条例 第4条 町民の責務】

- 1) 町民は、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

【環境基本条例 第5条 事業者の責務】

- 1) 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2) 前項に定めるもののほか、事業者はその事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

【環境基本条例 第6条 町の責務】

- 1) 町は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

【環境基本条例 第7条 一時滞在者の協力】

- 1) 旅行者その他本町に一時滞在する者は、基本理念に基づき、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全に努めるとともに、町民、事業者及び町が行う環境保全活動に協力するものとする。

第7節 計画の見直し

第4次計画では、環境基本条例第4条から第6条に基づき、町民や事業者などへの「参加と連携」を求め、また、環境基本条例第7条に基づき旅行者その他の一時滞在者の「協力」を求めるなかで、施策の重要度、優先度などを勘案しながら環境施策等を展開します。

また、関連法律の改正や諸条件の変動などにより、新たな対応が必要となる場合には、計画の見直しを行っていくものとします。